○八千代市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則

昭和48年12月25日

規則第49号

改正 昭和49年10月1日規則第61号 昭和51年10月1日規則第25号 昭和59年12月26日規則第26号 昭和62年12月24日規則第46号 平成9年3月31日規則第34号 平成10年3月25日規則第11号 平成11年3月24日規則第17号 平成11年9月30日規則第41号 平成16年3月25日規則第13号 平成18年3月28日規則第19号 平成19年8月1日規則第31号 平成20年4月1日規則第23号 平成24年7月24日規則第34号 平成25年3月26日規則第18号 平成27年6月29日規則第27号 平成28年3月11日規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、八千代市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年八千代市条例第50号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めることを 目的とする。

(社会保険各法)

- 第2条 条例第3条第1項の規則で定める社会保険各法は、次のとおりとする。
 - (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
 - (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
 - (3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
 - (4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
 - (5) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
 - (6) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

(昭59規則26・追加,平9規則34・平10規則11・平18規則19・平20規則23・一 部改正)

(受給券の交付)

- 第3条 条例第8条の2の規定による申請は,八千代市重度心身障害者医療費受給資格認定申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出して行わなければならない。
 - (1) 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める書類
 - ア 条例第2条第1号に規定する者 身体障害者手帳の写し
 - イ 条例第2条第2号に規定する者 療育手帳の写し
 - (2) 助成対象者が国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定による被保険者又は 社会保険各法の規定による被保険者,組合員,加入者若しくは被扶養者であることを証 する書類
 - (3) 助成対象者及び次条に定める当該助成対象者に関する生計を一にする者の市<u>町村民</u> 税の課税の状況を証する書類
- 2 市長は、前項の申請があった場合において、医療費の助成を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)と決定したときは、重度心身障害者医療費助成受給券(第2号様式。以下「受給券」という。)を当該申請をした者に交付するものとする。

(昭51規則25・一部改正,昭59規則26・旧第2条繰下・一部改正,昭62規則46・平18規則19・平19規則31・平27規則27・一部改正)

(生計を一にする者)

- 第4条 条例第4条の規則で定める者(以下「生計を一にする者」という。)は,次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、受給資格者(障害児である場合に限る。)の保護者が後期高齢者医療の被保険者である場合(第2号に掲げる場合に限る。)は、当該障害児の保護者及び当該障害児の加入している国民健康保険の被保険者(当該障害児以外の者であって、かつ、当該障害児と同一の世帯に属するものに限る。)とする。
 - (1) 受給資格者の加入している医療保険が国民健康保険及び後期高齢者医療以外である場合 当該受給資格者の加入している社会保険各法(高齢者の医療の確保に関する法律を除く。)の規定による被保険者(当該受給資格者以外の者であって,かつ,健康保険法の規定による被保険者(同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。),船員保険法の規定による被保険者,国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員,私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共

済制度の加入者又は健康保険法第126条の規定に基づき日雇特例被保険者手帳の交付を受けてその手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者をいう。)

- (2) 受給資格者の加入している医療保険が国民健康保険である場合 当該受給資格者の加入している国民健康保険の被保険者(当該受給資格者以外の者であって,かつ,当該受給資格者と同一の世帯に属するものに限る。)
- (3) 受給資格者の加入している医療保険が後期高齢者医療である場合 当該受給資格者 の加入している後期高齢者医療の被保険者(当該受給資格者以外の者であって,かつ, 当該受給資格者と同一の世帯に属するものに限る。)
- 2 受給資格者が、生計を一にする者(当該受給資格者の配偶者を除く。)の扶養親族及び <u>被扶養者</u>に該当しないときは、前項の規定の適用については、生計を一にする者を、当該 受給資格者の配偶者のみであるものとすることができる。

(平19規則31・追加,平20規則23・一部改正)

(規則で定める規定により控除されるべき金額)

第4条の2 条例第4条の規則で定める規定により控除されるべき金額は、地方税法(昭和 25年法律第226号)第314条の7並びに附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項 の規定により控除されるべき金額とする。

(平25規則18・追加)

(助成の制限に係る規則で定める合算した額の算定方法)

- 第5条 条例第4条の規則で定める合算した額の算定については、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額を合算するものとする。
 - (1) 受給資格者が社会保険各法(高齢者の医療の確保に関する法律を除く。)の規定による被保険者である場合 当該受給資格者の地方税法の規定による市町村民税の同法 第292条第1項第2号に掲げる所得割(条例第4条に規定する所得割をいう。以下同 じ。)の額
 - (2) 前条第1項ただし書に該当する場合又は同項第2号若しくは第3号に掲げる場合 当該受給資格者の市町村民税の所得割の額及び当該受給資格者に関する生計を一にす る者の市町村民税の所得割の額
 - (3) 受給資格者が前2号のいずれにも該当しない者である場合 当該受給資格者に関する生計を一にする者の市町村民税の所得割の額

(平19規則31・追加、平20規則23・平25規則18・一部改正)

(助成の制限の額)

第6条 条例第4条の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第1項に規定する政令で定める基準を勘案して規則で定める額は,235,000円(助成対象者又は生計を一にする者に地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(以下この条において「旧法」という。)第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下この条において「旧扶養親族」という。)又は旧法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下この条において「旧特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(旧扶養親族に係るもの及び旧特定扶養親族に係るもの(旧扶養親族に係る額に相当するものを除く。)に限る。)に旧法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額に235,000円を加えた額)とする。

(平19規則31・追加,平24規則34・平25規則18・一部改正)

(現況届)

- 第7条 受給資格者は、八千代市重度心身障害者医療費助成現況届(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、毎年6月1日から6月30日までの間に、市長に提出しなければならない。
 - (1) 受給資格者が国民健康保険法の規定による被保険者又は社会保険各法の規定による被保険者,組合員,加入者若しくは被扶養者であることを証する書類
 - (2) 受給資格者及び当該受給資格者に関する生計を一にする者の市町村民税の課税の状況を証する書類

(平19規則31・追加,平27規則27・一部改正)

(支給停止の通知)

第8条 市長は,条例第4条の規定により助成金を支給しないときは,八千代市重度心身障害者医療費助成支給停止通知書(第4号様式)により受給資格者に通知するものとする。

(平19規則31・追加)

(支給停止に係る届出)

第9条 受給資格者は、条例第4条の規定により助成金を支給されないこととなる事由が生 じたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(平19規則31·追加)

(医療費の請求)

第10条 受給資格者は、条例第8条第1項ただし書に規定する方法により医療費の助成を

受けようとするときは,八千代市重度心身障害者医療費助成請求書(第5号様式)に次に 掲げる書類を添えて請求しなければならない。

- (1) 支払った医療費に係る領収書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(昭59規則26・旧第3条繰下・一部改正,平18規則19・一部改正,平19規則31・旧第4条繰下・一部改正,平27規則27・一部改正)

(給付決定の通知)

第11条 市長は、前条の規定により請求書を受理したときは、その適否を審査し、助成金を交付するものと決定したときは、八千代市重度心身障害者医療費助成給付決定通知書 (第6号様式)により、助成金を交付しないものと決定したときは、八千代市重度心身障害者医療費助成請求却下通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(昭59規則26・旧第4条繰下,平19規則31・旧第5条繰下,平27規則27・一部改 正)

(受給券の再交付)

- 第12条 受給券の交付を受けた受給資格者は、受給券を紛失し、汚損し、又は破損したときは、八千代市重度心身障害者医療費助成受給券再交付申請書(第8号様式)により、市長に再交付を申請することができる。
- 2 受給券を汚損し、又は破損したときの前項の規定による申請は、当該受給券を添えて行 わなければならない。
- 3 受給券の再交付を受けた受給資格者が、紛失した受給券を発見したときは、速やかに発 見した受給券を市長に返還しなければならない。

(平27規則27・全改)

(届出の義務)

第13条 条例第8条の3の規定による届出は、八千代市重度心身障害者医療費受給資格者変更失権届(第9号様式)を市長に提出して行わなければならない。

(平27規則27·追加)

(代理)

第14条 助成に関する申請,届出その他の行為は,助成対象者に代わってその保護者が行うことができる。

(昭59規則26・旧第6条繰下・一部改正,平19規則31・旧第7条繰下,平27規則 27・旧第13条繰下) (補則)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(昭59規則26・旧第7条繰下・一部改正,平19規則31・旧第8条繰下,平27規則27・旧第14条繰下)

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年規則第61号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則により定められた様式について、従前、使用していた様式は、当分の間、所要 の調整をして使用することができる。

附 則(昭和51年規則第25号)

- 1 この規則は、昭和51年10月1日から施行する。
- 2 この規則により定められた様式について、従前、使用していた様式は、当分の間、所要 の調整をして使用することができる。

附 則(昭和59年規則第26号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の八千代市重度心身障害者の医療費の助成に 関する条例施行規則第2条の規定は、昭和59年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の様式の用紙は、当分の間、これを 取り繕い使用することができる。

附 則(昭和62年規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年規則第34号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年規則第11号)

この規則は,公布の日から施行する。

附 則(平成11年規則第17号)

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の様式の用紙は,当分の間, これを取り繕い使用することができる。

附 則(平成11年規則第41号)

(施行期日)

1 この規則は、平成11年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の様式の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則(平成16年規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の様式の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則(平成18年規則第19号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の規則の様式の用紙は、当分の間、 これを取り繕い使用することができる。

附 則 (平成19年規則第31号)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の規則の様式の用紙は、当分の間、 これを取り繕い使用することができる。

附 則(平成20年規則第23号)

この規則は,公布の日から施行する。

附 則(平成24年規則第34号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の八千代市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成24年7月1日以後に行われた医療に係る費用の助成につ

いて適用する。

附 則(平成25年規則第18号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の八千代市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この 規則の施行の日以後に行われた医療に係る費用の助成について適用し、同日前に行われた 医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成27年規則第27号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の八千代市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、この 規則の施行の日以後に行われた医療に係る費用の助成について適用し、同日前に行われた 医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の規則の様式の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則(平成28年規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に存するこの規則による改正前の各規則の様式の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

第1号様式(第3条第1項)

八千代市重度心身障害者医療費受給資格認定申請書

年 月 日

(あて先) 八千代市長

 住所

 申請者氏名

 電話

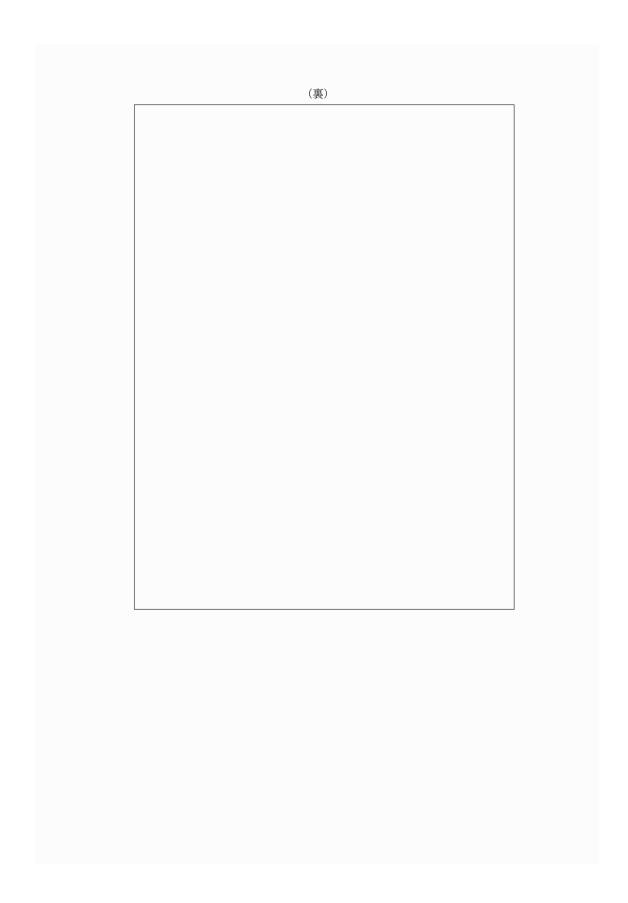
受給資格の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

助成	住 所	生年月日	年 月 日
助成対象者	氏 名	申請者と の 関 係	
区	身体障害者	1 級 • 2 級	
分	知的障害者	最重度 · 重 度	
	氏 名	生年月日 助成対象者との続柄	備考
世		年 月 日	
帯の		年 月 日	
が状		年 月 日	
況		年 月 日	
		年 月 日	
加入医療	被保険者名	記 号 番 号	
医療保険	保険者名	保険者 番 号	

- 注 次の書類を添付してください。
 - (1) 身体障害者手帳又は療育手帳の写し
 - (2) 助成対象者が国民健康保険法の規定による被保険者又は社会保険各法の規定による被保険者,組合員,加入者若しくは被扶養者であることを証する書類
 - (3) 助成対象者及び当該助成対象者に関する生計を一にする者の市町村民税の課税の 状況を証する書類

(表)

受給者番号								
	T							
受給	住	所						
受給資格者	氏	名						男・女
	生年	月日		年	J]	日:	生
有 3	効 期	間	年	三 月	日~	年	月	日
自	通	院						
自己負担金	入	院						
担 金	保険	調剤	無料					
	入院時食	事療養費		全額自己負担				



第3号様式(第7条)

八千代市重度心身障害者医療費助成現況届

年 月 日

(あて先) 八千代市長

 住所

 届出者氏名

 電話

次のとおり届出します。

	氏 名	生年月日		受治	給資格者との総	売 柄	備	考	
		年 月	日						
世帯の		年 月	日						
状況		年 月	日						
1)L		年 月	日						
		年 月	日						
加	被保険者氏名								
入医	記 号・番 号								
加入医療保険	保険者名								
険	資格取得年月日	年	月	日	交付年月日		年	月	日

- 注 次の書類を添付してください。
 - (1) 受給資格者が国民健康保険法の規定による被保険者又は社会保険各法の規定による被保険者,組合員,加入者若しくは被扶養者であることを証する書類
 - (2) 受給資格者及び当該受給資格者に関する生計を一にする者の市町村民税の課税の状況を証する書類

第4号様式(第8条)

 第
 号

 年
 月

 日

様

八千代市長即

八千代市重度心身障害者医療費助成支給停止通知書

八千代市重度心身障害者医療費助成の支給について,次の理由で資格を停止しましたので通知します。

記

停止に関する事項								
受給者番号								
受給資格者氏名								
生 年 月 日				性別				
申請者氏名								
停 止 理 由								
停 止 期 間	年	月	日 ~	年	月	日		

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八千代市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八千代市を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第5号様式(第10条)

八千代市重度心身障害者医療費助成請求書

年 月 日

(宛先) 八千代市長

住 所

請求者 氏 名

(EI)

電 話

次のとおり重度心身障害者医療費の助成を受けたいので請求します。

巫	受糸	者番-	号									
受給資格者	住	Ī	折									
格名	氏	2	名									
自	生生	年 月	日						電話	番号		
加	名	į	称									
	保険	食者番兒	를						保険	種別		
入医療保険	被保	険者氏	名									
陝	記	号	-					番	号			
振	銀行コード			銀行			支店コード		支店			
込先												
	口座種別			口座看		番号		口座名義		名義人		
	<u> </u>	診療	Ē	日	数	点	数	他沒	負担	医療	費	高額
3	分	年月	l	(回	数)	(金	額)	点	数	請求	額	療養費
請	入院				日		点		点		円	円
求	入院外											

第6号様式(第11条)

第 号年 月 日

様

八千代市長

八千代市重度心身障害者医療費助成給付決定通知書

下記のとおり, 医療費の給付が決定しました。

給付については、下記のとおりあなたの指定口座に振込みの手続をしましたので通知します。

なお,給付額に変更決定された場合は,返還いただくことがありますので 御了承ください。

記

- 1 振込日
- 2 振込口座
- 3 給付額
- 4 受給者番号
- 5 受給資格者氏名
- 6 給付内訳

No.	診療年月	医療機関名	入外	保険診療額	自己負担額	医療助成費

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八千代市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八千代市を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第7号様式(第11条)

第 号年 月 日

様

八千代市長

八千代市重度心身障害者医療費助成請求却下通知書

年 月 日付けで請求のあった八千代市重度心身障害者医療費助成請求については、下記の理由により却下しましたので、通知します。

記

- 1 受給者番号
- 2 受給資格者氏名
- 3 理由

(教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、八千代市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、八千代市を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第8号様式(第12条)

八千代市重度心身障害者医療費助成受給券再交付申請書

年 月 日

(宛先) 八千代市長

住 所

申請者 氏 名

ED

電 話

次のとおり、重度心身障害者医療費助成受給券の再交付を申請します。

受	氏	名			
受給資格者	住	所			
者	生年月日				
			該自	当する項目に○をしてください。	
	- 4 0 1	·mL	1	紛失	
円夕 	再交付の理由		2	破損・汚損	
			3	その他()
備		考			

第9号様式(第13条)

年 月 日

(宛先) 八千代市長

住 所 届出者 氏 名 卿 電 話

八千代市重度心身障害者医療費受給資格者変更失権届

次のとおり届出します。

受給資格者名			受給者番号	
丘 友 亦 百	新			
氏名変更	旧			
4 元 亦 更	新			
住所変更	旧			
		被保険者氏名		
	新	記号・番号		
加入医療保険		保険者名		
変更		被保険者氏名		
	旧	記号・番号		
		保険者名		
亚	理由	死亡・転出・その	の他 ()
受給資格喪失	期日	年	月日	I
備考				
				支給台帳
				•

第1号様式(第3条第1項)

(昭51規則25・昭59規則26・昭62規則46・平11規則17・平16規則13・平18規則19・平19規則31・一部改正)

第2号様式(第3条第2項)

(平27規則27・全改)

第3号様式(第7条)

(平19規則31・追加)

第4号様式(第8条)

(平27規則27・全改,平28規則6・一部改正)

第5号様式(第10条)

(平27規則27・全改)

第6号様式(第11条)

(平27規則27・全改,平28規則6・一部改正)

第7号様式(第11条)

(平27規則27・追加,平28規則6・一部改正)

第8号様式(第12条)

(平27規則27・追加)

第9号様式(第13条)

(平27規則27・追加)